

報告第8号

損害賠償等の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号又は第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年12月1日提出

天理市長 並河 健

専決第8号

専 決 処 分 書

令和7年7月11日午後2時5分頃天理市竹之内町155番地において発生した
物損事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、
市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及
び第3号の規定により専決処分する。

令和7年10月6日

天理市長 並河 健

記

損害賠償額 126,500円

専決第9号

専 決 処 分 書

令和7年8月20日午後2時頃天理市嘉幡町180番地先の国道24号線上で発生
した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談すること
について、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）
第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和7年10月7日

天理市長 並河 健

記

損害賠償額 305,753円

専決第10号

専 決 処 分 書

令和7年10月19日執行の天理市長選挙が無投票になったことにより、令和7年6月9日付けで相手方と締結した期日前投票所の労働者派遣基本契約における派遣労働者の派遣を要しなくなったことに関し、下記のとおり派遣労働者に係る休業手当相当額を損害賠償として相手方に補償することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

令和7年11月12日

天理市長 並河 健

記

1 相手方 大阪市東成区中道1丁目10番26号 サクラ森ノ宮ビル

テルウェル西日本株式会社関西支店

関西支店長 貝野 宏至

2 損害賠償額 662,242円